

ヘイト条例 年度内制定

反ヘイト

ヘイトスピーチ対策条例を巡り、県女性力・平和推進課は4日の県議会文教厚生委員会(末松文信委員長)で、「本年度中の制定を目指す」と明言した。県が制定時期に言及するのは初めて。

島津典子課長は「有識者の意見聴取、県外自治体や市町村の

県、時期を表明

調査をしている。制定後の運用も見据えてしっかり取り組みたい」と述べた。喜友名智子氏(立憲おきなわ)は沖縄県に対するヘイトスピーチも規制対象にするよう求めた。

瀬長美佐雄氏(共産)は「川

崎市は罰則規定を設けて効果を上げていく」と指摘。島津課長は「表現の自由に対する過度に広範な規制とならないよう慎重な対応が必要だ」と、罰則の導入は明言を避けた。

市町村に対しては2020年度に一度調査しており、今回はそれ以降のヘイトスピーチ事案や解消に向けた施策などを尋ねている。(編集委員・阿部岳)

罰則導入は明言避ける